

令和5年度

津山市農業委員会

(7月定例会議事録)

令和5年7月10日(月)14時00分～

津山市役所 本庁舎2階 大会議室

津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(17名)

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 長森 健樹  | 2. 井家上 淑子 | 3. 高畑 亨   | 4. 齊藤 主税  |
| 5. 仁木 紹祐  | 6. 尾島 宏明  | 8. 坂本 弘治  | 9. 筒塩 清美  |
| 10. 寺元 久郎 | 11. 岡田 成子 | 12. 大峪 毅  | 13. 吉野 夏己 |
| 14. 高山 一英 | 15. 大山 正志 | 16. 植本 幸男 | 18. 太田 裕恭 |
| 19. 山下 英男 |           |           |           |

欠席委員(2名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 7. 小島 仁太郎 | 17. 竹内 隆一 |
|-----------|-----------|

事務局(8名)

尾埜 局長	大田 次長	定兼 主任	上谷 主任	北原 主任
小田 主任	亀澤 主任	大内 主事		

## 議 事

- 議案第 26号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 27号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 28号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 29号 非農地証明願承認について
- 議案第 30号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 31号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 32号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）
- 議案第 33号 津山市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に対する意見について
- 報告第 5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

その他

## 議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00~)

尾 塚 局 長

定刻が参りましたので、令和5年7月の津山市農業委員会定例会を始めます。本日は、委員19名中17名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

それでは、津山市農業委員会総会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

長 森 会 長

皆様大変ご苦労様です。梅雨空が続いておりますが、幸いなことに市内では雨の影響も少なく、連休明けには梅雨が明けるといことです。早いもので任期3年が過ぎようとしております。皆様のご協力のお陰でなんとか会長職を全うすることができました。この場をお借りして皆様にお礼申し上げます。ありがとうございました。今任期を持ちまして勇退される委員が7名、推進委員が15名となっております。勇退される方々におかれましては、今までの委員活動について、大変お疲れ様でした。今後におかれましても、農地の利用状況に関心を持っていただき、健康に留意していただきまして、お過ごしいただきますようお願い申し上げます。

先程開催された運営委員会の報告を太田委員よろしくお願ひします。

太 田 委 員

運営委員長として任期最後の報告となります。よろしくお願ひいたします。先ほど開催されました第4回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

長 森 会 長

ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。16番植本委員、18番太田委員よろしくお願ひします。

それでは、議案第26号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

事務局（津山）

それでは、議案第26号の説明をいたします。

今回、津山地区から6件、加茂地区から7件、勝北地区から1件、久米地区から7件、合計21件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、総社の68歳の男性から、同じく総社の38歳会社員の男性への贈与による所有権移転です。

続きまして、1-2についてですが、苫田郡鏡野町真加部の61歳の女性から、苫田郡鏡野町小座の53歳農業の男性への増反による所有権移転です。譲受人の住所は鏡野町ですが、申請地までの通作距離は概ね18キロと問題はありません。鏡野町にて耕作を行っているとして申出を受けており、鏡野町農業委員会発行の耕作面積証明が添付されています。鏡野町農業委員会事務局に問い合わせたところ、耕作放棄地等も無いとのことでした。

続きまして、1-3についてですが、大阪府箕面市の84歳の男性から、草加部の69歳農業兼アルバイトの男性への贈与による所有権移転です。

続きまして、1-4についてですが、檜の81歳の女性から、同じく檜の65歳農業の男性への増反による所有権移転です。

続きまして、1-5についてですが、押入の80歳の男性から、同じく押入の66歳農業の男性への増反による所有権移転です。

続きまして、1-6についてですが、総社の70歳の男性から、山方の73歳農業の男性および山方の72歳農業の女性への、新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

以上、津山地区の申請6件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えら

事務局（加茂）

れます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1・2-2・2-3・2-4の4件についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。

2-1の譲渡人は加茂町青柳の67歳の女性、2-2の譲渡人は加茂町青柳の54歳の男性、2-3の譲渡人は加茂町桑原の74歳の男性、2-4の譲渡人は加茂町青柳の68歳の男性、以上の譲渡人から加茂町公郷に事務所を置く、農事組合法人への増反による所有権移転です。

続きまして、2-5・2-6・2-7の3件についてですが、申請内容が同一のため、一括して説明します。

加茂町公郷に事務所を置く農事組合法人から、香川県高松市に本店を置く株式会社への地上権設定です。これらは、譲受人が営農型太陽光発電施設を譲渡人の農地の上部空間に設置するため、地上権を設定するものです。営農型太陽光発電施設とは、農地に簡易な構造で容易に撤去できる支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備等の発電施設となります。また、地上権設定の許可基準は、農地法第3条第2項ただし書きにおいて第2項各号の判断基準の審査は不要となっており、地上権設定後に当該申請地が適切に耕作できるかどうかはその基準となります。これらの案件につきましては、権利が設定される農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えております。以上、加茂地区の申請7件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、東京都渋谷区の60歳女性から、市場の43歳社員の男性への増反による所有権移転です。

以上、勝北地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1から5-5についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。5-1、5-2及び5-4は久米郡美咲町の男性から、5-3、5-5は、久米郡美咲町に本店を置く合同会社から、加茂町公郷に事務所を置く農事組合法人への、増反による所有権移転です。

続きまして5-6についてですが、久米川南の56歳の男性から、宮尾の75歳農業の男性への増反による所有権移転です。

続きまして5-7についてですが、桑下の78歳の女性から、同じく桑下の72歳農業の男性への増反による所有権移転です。

以上、久米地区の申請7件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第26号の説明は以上です。

長 森 会 長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見ををお願いします。

大 山 委 員

15番大山です。

1-1についてですが、家族間での耕作も確認しており、問題ないと思います。

高 山 委 員

14番高山です。

1-2についてですが、先般担当の推進委員と現地確認を行いました。果樹を植

	裁されており、除草管理もできていると判断しております。
長 森 会 長	1 番長森です。 1 - 3 から 1 - 5 についてですが、小島委員がご欠席のため代わりに説明致します。小島委員から特に問題ない旨の報告を受けております。
仁 木 委 員	5 番仁木です。 1 - 6 についてですが、農地付古民家を購入され、果樹等を植栽されるということで面談も実施しております。問題ありません。
寺 元 委 員	1 0 番寺元です。 2 - 1 から 2 - 7 についてですが、竹内委員がご欠席のため代わりに説明致します。竹内委員から特に問題ない旨の報告を受けております。
齊 藤 委 員	4 番齊藤です。 4 - 1 についてですが、譲受人の所有農地、申請地ともに適正に耕作されておりますので、問題ないと思います。
植 本 委 員	1 6 番植本です。 5 - 1 から 5 - 5 についてですが、現地を確認し、草刈りができていることを確認しております。現時点では問題ないと思います。
大 塚 委 員	1 2 番大塚です。 5 - 6 についてですが、事務局の説明のとおり適正に耕作されておりますので、問題ないと思います。
太 田 委 員	1 8 番太田です。 5 - 7 についてですが、管理されており問題ないと思います。
長 森 会 長	ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
長 森 会 長	ありません。 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
事務局（津山）	それでは次に議案第 2 7 号農地法第 4 条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。 議案第 2 7 号の説明をいたします。 今回、津山地区から 3 件、勝北地区から 1 件、久米地区から 1 件の合計 5 件の申請です。議案書のページは 7 ページから 8 ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1 - 1 番・高野本郷の畑、1,168㎡の件です。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第 1 種と判断しています。転用目的は、施設の拡張で施設は露天資材置場です。転用事業者は、高野本郷にお住いの男性です。転用事業者は近隣地を資材置場として利用している事業者に露天資材置場として貸し付けるために転用するものです。転用にあたり、大きな造成は行わず、法面の整正及び整地のみであり、土砂流出の恐れは少ないと思われま。また、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えま。す。 1 - 2 番・八出の宅地、823㎡の追認案件です。農地区分は、第 1 種、第 3 種に該当しないため、第 2 種と判断しています。転用目的は、車庫用地、進入路、事務所用地、倉庫用地です。転用事業者は、八出にお住いの男性です。転用事業者は農地法について十分に理解していなかったため、許可を得ず車庫などを建築して利用しており、今回その是正のために申請がなされたものです。 転用にあたり、現況のまま利用するため、土砂の流出の恐れは少ないと思われま

す。また、雨水については既存水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状となっていることを確認しています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-3番・大篠の田、1,038㎡の件です。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、施設の拡張で施設は露天駐車場です。転用事業者は、小原にお住いの男性です。転用事業者は運送業を営んでおりますが、事業拡張に伴い車両を増やす計画で、既存の駐車場だけでは不足していることから、施設敷地を拡張するため転用するものです。転用にあたり、隣接する既存の駐車場と同じ高さまで盛り土を行い、境界部分については、北・南側に法面を設ける計画になっています。また、雨水については、敷地内に設ける角フリームから既存水路に放流させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。高津用水土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・新野山形の宅地、147㎡の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は新野山形にお住いの男性です。平成20年頃から露天駐車場として利用しており、農地法を理解しておらず、手続きを行っていません。転用にあたり、現況のまま使用するため、土砂流出の恐れは少なく、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。新野山形町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1番・中北上の田、699㎡の件についてです。

農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は貸露天資材置場です。転用事業者は、中北上にお住まいの男性です。申請地は、湧水により地盤が軟弱なのに加え、山際のため日照不足により耕作が非常に困難なため耕作放棄地となっていたところ、中北上地内の事業所から露天資材置き場として利用したいという申し出があったため、転用するものです。転用にあたり、既存の畦畔天にあわせて埋め立て造成することにより土砂の流出を防止、また、雨水・湧水対策として西側と南側に暗渠排水を設置し、既存水路へ排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属となっています。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第27号の説明は以上です。

長 森 会 長

ありがとうございました。続きまして、地区担当委員からご意見をお願いします。

長 森 会 長

1番長森です。

1-1についてですが、小島委員がご欠席のため代わりに説明致します。小島委員から特に問題ない旨の報告を受けております。

坂 本 委 員

8番坂本です。

1-2についてですが、追認案件ということで申請人を含め2ヵ月以上何度も現場に行って確認をして申請をした内容です。特に問題ないと思っております。

長 森 会 長	<p>で、よろしくお願いいたします。</p> <p>1 番長森です。</p> <p>1 - 3 についてですが、先般推進委員と現地確認を行いました。特に問題ありません。</p>
尾 島 委 員	<p>6 番尾島です。</p> <p>4 - 1 についてですが、事務局の説明のとおり特に問題ありません。</p>
植 本 委 員	<p>1 6 番植本です。</p> <p>5 - 1 についてですが、推進委員が現地確認を行い、問題ないと判断しております。</p>
長 森 会 長	<p>ありがとうございます。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。</p>
* 長 森 会 長	<p>ありません。</p> <p>ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。</p>
* 長 森 会 長	<p>ありません。</p> <p>異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。</p>
事 務 局 ( 津 山 )	<p>続きまして議案第 2 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第 2 8 号の説明をいたします。</p> <p>今回、津山地区から所有権移転 3 件、加茂地区から賃貸借権設定 3 件、勝北地区から所有権移転 1 件、使用貸借権設定 1 件の合計 8 件の申請です。議案書のページは 9 ページから 1 1 ページです。</p> <p>1 - 1 番・山北の田、448㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第 3 種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約 5.2m の居宅 1 棟で、建ぺい率は 28.8% です。転用事業者は、山北にお住まいの男性です。現在、県外で生活している転用事業者の息子が津山で働くための住居が必要となったため、居宅を建築し息子に貸し付けるために転用するものです。転用にあたり、土砂の流出を防ぐために隣接地と同じ高さに造成し、雨水については既存の側溝に排水する計画になっています。また、生活雑排水については公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第 3 種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。</p> <p>1 - 2 番・河辺の畑、5 6 ㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第 1 種、第 3 種に該当しないため、第 2 種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は、河辺にお住まいの女性です。転用事業者は、アパートを経営しており、入居者などの駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として貸し付けるために転用するものです。転用にあたり、表土を剥ぎ取り、採石を敷き、盤面が隣接地と同じか申請地の方が低くなる計画になっています。また、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。</p> <p>1 - 3 番・山方の宅地、469.77㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、第 1 種、第 3 種に該当しないため、第 2 種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地、倉庫用地、車庫用地です。転用事業者は、山方にお住まいの夫婦です。転用事業者は、県外より新規就農者として移住してきた際に、現在の居宅などを購入しましたが、建物の一部が農地に入り込んでいることが判明したため、その是正のために申請を行うものです。転用にあたり、境界付近は既存の擁壁・水路等があり、雨水については、敷地内の水路から既存の側溝へ排水しています。また、生活雑排水については、合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状となっていることを確認しています。土地改良区には未所属で</p>

事務局（加茂）

す。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番から2-3番につきまして、譲渡人、譲受人及び転用目的等も同一であるため、一括して説明いたします。

2-1番・加茂町小渕の田、857㎡の内0.61㎡、2-2番・同じく加茂町小渕の田、762㎡の内0.43㎡、2-3番・同じく加茂町小渕の田、1,636㎡の内0.66㎡、いずれも賃貸借権設定の件についてです。また、この3件については、先ほどの議案第26号と関連した申請となっています。農地区分は、農用地区域内にある農地のため農用地です。転用目的は、営農型太陽光発電施設設置のための支柱部分等についての一時的転用で、転用期間は営農者が認定農業者であるため、令和5年8月1日から令和15年7月31日までです。転用事業者は、香川県高松市に本店を置く資本金の額1億円の株式会社で、主な事業は発電業です。転用にあたり、大きな造成を行わないため、土砂流出の恐れは少ないものと考えます。また、雨水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び営農への影響の見込み書などが添付されております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

加茂地区の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・新野山形の畑、261㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高6.2m程度の居宅1棟で、建ぺい率は38.8%です。転用事業者は、神戸にお住いの男性です。現在、アパートで生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったことから、将来のことを考え実家近くの申請地を父より譲り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、隣地と同じ高さまで盛土をし、雨水排水については、既存排水路に排水する計画になっています。また、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新野山形町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

4-2番・中村の畑、472㎡、使用貸借権の設定についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高6.0m程度の居宅1棟で、建ぺい率は23.4%です。転用事業者は、勝部にお住いの女性です。現在、アパートで生活しておりますが、将来のことを考え実家近くの申請地を父より借り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、土砂の流出を防ぐために、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、敷地内に設ける排水路及び沈殿柵から既存排水路に排水する計画になっています。また、生活雑排水については公共下水道に接続するなど土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。中村町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第28号の説明は以上です。

長 森 会 長  
大 山 委 員

ありがとうございました。続きまして、担当委員からご意見をお願いします。

15番大山です。

1-1についてですが、現地は住宅密集地であり、周囲に影響がでることもあり

			ませんので、問題ないと思います。
坂	本	委 員	8番坂本です。
			1-2についてですが、事務局の説明のとおり問題ないと思います。
仁	木	委 員	5番仁木です。
			1-3についてですが、農地付古民家を購入したところ、農地の一部に宅地が入っていたということで是正されるものです。
寺	元	委 員	10番寺元です。
			2-1から2-3についてですが、竹内委員から問題ない旨の報告を受けております。
尾	島	委 員	6番尾島です。
			4-1についてですが、親子間での譲渡ということで問題ないと思います。
岡	田	委 員	11番岡田です。
			4-2についてですが、事務局の説明のとおり問題ないと思います。
長	森	会 長	事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
		*	ありません。
長	森	会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
		*	ありません。
長	森	会 長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
			続いて議案第29号非農地証明願承認について、筆頭者から説明をお願いします。
大	山	委 員	15番大山です。
			1-1についてですが、平成元年頃に作業場と埋め立てをしてしまったということで、今まで耕作できず致し方ないと思います。
			1-2についてですが、苫田ダムの建設時に宿舍あるいは事務所として使用されていた場所であり、一旦は農地復旧しておりますが、その後耕作せずそのままの状態になっているということです。
高	畑	委 員	3番高畑です。
			1-3についてですが、道路の拡幅工事の残地ということで、現在は自宅前の駐車場として使用されており致し方ないと思います。
齊	藤	委 員	4番齊藤です。
			4-1についてですが、先代が家の前の庭を拡幅するために、農地を埋め立てたということで、現地も確認してきました。致し方ないと思います。
			4-2についてですが、局宅への進入路として使用しており、農地法を理解せず作ってしまったということです。
岡	田	委 員	11番岡田です。
			4-3についてですが、県道沿いに祖父母がお店を経営されておりましたが、お亡くなりになり、その奥に農地法を理解せず、一般住宅を建てており、それを是正するものです。
長	森	会 長	筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はございますか。
		*	ありません。
長	森	会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
		*	ありません。
長	森	会 長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
			続きまして、議案第30号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、筆頭者から説明をお願いします。
高	畑	委 員	3番高畑です。
			1-1についてですが、全体的に山林原野となっており、農地復旧は難しく、致し方ないと判断しております。

井 家 上 委 員	2番井家上です。 1-2についてですが、相続された農地であり、しばらくは草刈り等の管理を行っていたそうですが、年齢もあり管理ができず、山林原野化してしまったとのこと です。所有者からの写真を確認し、推進委員が現地確認を行い、致し方ないと思っ ております。
尾 島 委 員	6番尾島です。 4-1についてですが、昭和40年代に山を開墾して作った農地であり、約30 年前から水が来ておらず、山林原野化してしまったようです。致し方ないと思いま す。
長 森 会 長	ありがとうございました。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが、本 案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。 ありません。
長 森 会 長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 続きまして、議案第31号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明 をお願いします。
事 務 局	議案第31号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。 議案書のページは、16ページから19ページです。16ページ、17ページに 集計表を載せております。今回の利用集積計画は、貸借権によるものが津山地区1 件、加茂地区2件、勝北地区3件、久米地区1件の合計7件、所有権移転によるも のが勝北地区3件、久米地区1件の合計4件です。以上、農用地利用集積計画の内 容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられま す。
長 森 会 長	議案第31号の説明は以上です。 議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何か ご質問やご意見はございますか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。 ありません。
長 森 会 長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 続きまして、議案第32号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権 の取得及び配分）、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第32号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配 分）、を説明いたします。議案書のページは、20ページから30ページです。2 0ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、津山地区56件、加 茂地区1件の合計57件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化 促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
長 森 会 長	議案第32号の説明は以上です。 議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何か ご質問やご意見はございますか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。 ありません。
長 森 会 長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 続きまして、議案第33号津山市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基 本的な構想」に対する意見について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第33号について、説明させていただきます。 「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の資料をご覧ください。今回

ご審議いただきます「基本構想」は、農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が定める基本方針に即して市町村においてそれぞれ策定しているものです。このたびの「基本構想」の変更については、本年4月に改正された農業経営基盤強化促進法施行されたことを受け、岡山県の基本方針変更に伴い、その内容を変更するものです。

主な変更内容は、まず一点目は農業経営基盤強化促進法が改正され、基本構想に記載する内容として、新たに「農業を担う者の確保及び育成」に関する事項等が追加されたこと、また、地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画の策定が法定化されたことから、地域計画に関する事項が追加されましたので、所要の変更をしております。これまで地域農業の将来の設計図としては、本市を8区画に分けて策定されている人・農地プランがありますが、これを法定化したものが、地域計画となります。基本構想には、国の示した考え方及び県の基本方針に沿って地域計画の策定に向けての基本的な事項を記載しております。次に二点目につきましては、法改正に伴い、岡山県が農業経営相談所を農業経営・就農支援センターと名称変更したことを受け、名称を変更しております。

以上が主な変更点となりますが、このほか、直近の状況との整合を図り、細かな値や語句の変更修正を行っております。なお、今後の流れとしましては、農業経営基盤強化促進法に基づき、管内の農協の意見を伺いながら、県との最終協議を行った後、9月中に、公告していけるよう進めてまいりたいと考えています。

議案第33号の説明は以上です。ご審議くださいますようお願いいたします。

長 森 会 長 議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。

\* ありません。

長 森 会 長 今後ご意見等あれば事務局までご連絡いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ご意見等ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

\* ありません。

長 森 会 長 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

続きまして、報告第5号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号について説明します。議案書のページは32ページから39ページです。今回は、相続によるものが15件64筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。

その他詳細は議案書のとおりです。報告第5号の説明は以上です。

長 森 会 長 議事はここで終わりましたが、委員の皆様から何か審議が必要な事案はありますか。

\* ありません。

長 森 会 長 ないようですので事務局から次回開催について説明をお願いします。

事 務 局 次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。

次回、7月の定例委員会ですが、令和5年7月20日木曜日の任命式において詳細はお伝えさせていただきます。

長 森 会 長 ありがとうございます。それではこれもちまして定例会の審議を終了いたします。

(14:50終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員

---

---